



インフルエンザの

予防接種を受けましょう

毎年、初冬から春先にかけてインフルエンザが流行します。

インフルエンザは、高齢者や慢性疾患患者の死亡率が高くなるため、予防することは、とても大切なことです。特に、予防接種は高齢者の発病防止や重症化防止に有効です。医療機関で配られる説明書を確認し、よくご理解のうえ受けてください。

◆効果的に予防接種を受けるために◆

- 流行前の12月上旬までに接種を受ける。
- 接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかる。
- 接種の効果の持続期間は5か月程度です。



◆普段の生活からインフルエンザにかからないようにするために◆

- 栄養・休養をとり、十分な体力をつける。



- 換気や加湿を行い、室内の乾燥に気をつける。
- 人込みを避ける。
- マスクを着用する。



- 手洗い・うがいをする。



インフルエンザ予防接種費用の助成

65歳以上の方

(身体障害者手帳1級相当の60才以上の方を含む)

医療機関に事前に予約をして、健康保険証など、住所、氏名、年齢が確認できるものと、個人負担金1,000円を持参のうえ、直接医療機関で接種を受けてください。
※ 接種券の発行はありません。

助成対象者

町内に住民票のある方

助成回数 1人1回

接種期間

10月15日(水)～12月31日(水)

接種場所 県内の協力医療機関

※ 普段の健康状態が分かる、かかりつけの医師とよく相談のうえ、体調のよいときに受けましょう。

問い合わせ

保健センター

☎ 985-4118

64歳以下の方

松前町国民健康保険加入の

助成対象者

接種日において国保税の滞納がない世帯の方

助成回数 1人1回

助成金額 1人1,000円

助成対象期間

接種日が平成21年3月31日(火)までのもの

請求期限

接種を受けてから6か月以内

請求に必要なもの

- ・ 領収書(予防接種名、接種された方の氏名、接種料金が明記しているもの。金額記載のみのレシートは不可)
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 印鑑(シャチハタ不可)

請求先

町民課保険医療係に請求してください。助成金を現金でお支払します。

問い合わせ

町民課保険医療係

☎ 985-4107

